

地域の会第123回定例会 資料

平成25年9月4日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（8月7日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：原子力規制庁の主な対応（8月7日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

資料3：放射線モニタリング情報

前回定例会（8月7日）以降の原子力規制庁の動き

平成25年9月4日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

（8月21日）

○平成25年度事後評価書等について

原子力規制委員会は、行政機関として、政策評価法に基づき、平成25年度事後評価書（平成24年度に実施した政策の評価書）等を作成し、公表しました。

<http://www.nsr.go.jp/seisakuhyouka/>

（8月28日）

○原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則（案）について

原子力災害対策指針の改正（平成25年2月）を受け、原子力事業者による通報基準や国による原子力緊急事態宣言基準について必要な改正を行うため、意見募集を行ってまいりましたが、意見募集の結果等を踏まえ、原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令について閣議請議に図るとともに、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則について決定しました。

＜政令＞

平成25年8月28日 政令案原子力規制委員会決定

平成25年9月3日 閣議決定

平成25年9月6日 公布

平成25年12月1日 施行

＜省令＞

平成25年8月28日 原子力規制委員会決定

平成25年9月6日 公布

平成25年12月1日 施行

○原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」の改正案について

原子力事業者防災業務計画の事務的な内容の変更など、軽易な内容の変更の扱いについて、原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）において明記するために、意見募集を行ってまいりましたが、当該意見募集の結果等を踏まえ、原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）を改正することを了承いたしました。

【原子力規制委員会 検討チーム等】

（8月26日）

○第11回発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チームを開催

発電用原子炉施設の安全性向上のための評価についての検討を行っています。

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

各事業者から申請された内容（4事業者、6発電所／12基）について、それぞれの申請内容に係る審査を行っています。

8月13日	第7回会合	8月14日	第8回会合
8月15日	第9回会合	8月20日	第10回会合
8月21日	第11回会合	8月22日	第12回会合
8月27日	第13回会合	8月28日	第14回会合
8月29日	第15回会合	9月5日	第15回会合（予定）

【原子力規制委員会ホームページ】

（8月8日）

・原子力規制庁職員（経験者）の募集について

原子力規制行政の充実・強化を図るため、規制基準への適合性審査（耐震審査を含む）、原子力施設の保安検査等を行う職員を募集します。

採用予定数：20名程度（予定）

採用予定日：平成25年10月1日（予定）

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

（8月9日）

・原子力規制事務所と発電所との意見交換について

平成25年度第1回保安検査結果を踏まえた東京電力の今後の取組について意見交換を行いました。

（8月23日）

・平成25年度第2回保安検査の実施について

検査実施期間：平成25年8月30日（金）～9月13日（金）

検査項目：保安検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験等への立会い等のほか、以下の項目。なお、以下の項目に限らず、抜き打ち検査を実施。

1. 基本検査項目

- ① 緊急安全対策等の実施内容
- ② 放射線管理の実施状況

2. 追加検査項目

5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置について

以 上

原子力規制庁の主な対応（8月7日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成25年9月4日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【8月14日】

○東京電力株式会社「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可等を行いました。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第1項の規定に基づき、東京電力株式会社から平成24年12月7日付けで提出のありました、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、同項の規定に基づき、平成25年8月14日に認可しました

【8月19日】

○東京電力株式会社から、福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクからの管理区域内漏えいについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく報告を受けました。

本件については、原子力規制委員会から、東京電力に対し、以下の指示を行っています。

- ・漏えい箇所の早期特定
- ・H4タンクエリア周辺のモニタリング監視強化
- ・漏えいに対する応急対策実施後を目安として汚染土の回収

（INES 暫定評価）

基準1	基準2	基準3	評価レベル
—	—	1	1

評価概要：

漏えい原因や漏えい量がまだ確定できていないが、汚染水が敷地内に漏えいしたことから、INESレベル1の「逸脱」と評価。

※INES評価

INES(International Nuclear and Radiological Event Scale: 国際原子力・放射線事象評価尺度)とは、原子力発電所等のトラブルについて、それが安全上どの程度のものかを表す国際共通指標。評価は3つの基準(基準1:人と環境、基準2:施設における放射線バリアと管理、基準3:深層防護)により行われ、最も高いレベルがそのトラブルの評価レベルとなる。評価レベルは、レベル0(安全上重要ではない事象)からレベル7(深刻な事故)までである。

【8月21日】

○「海洋モニタリングに関する検討会」の設置について（別添1）

汚染地下水への対応に関して、有識者からなる検討会を設置し、汚染地下水の港湾外への影響を把握するために必要な海洋及び海生生物に係るモニタリングのあり方等を検討する「海洋モニタリングに関する検討会」を新設することとなりました。（9月6日開催を予定していましたが、変更となりました。日程が確定し次第公表します）

【8月26日】

○平成25年度航空機モニタリングの実施について

東京電力福島第一原子力発電所事故以降の放射性物質の沈着状況の変化を確認するため、福島第一原子力発電所から80 km圏内を2回、同発電所から80 km圏外の福島県及び近隣県において1回、航空機モニタリングを実施し、地表面から1 m高さの空間線量率及び地表面への放射性セシウム沈着状況を把握し、自然環境による放射性物質の沈着状況の変化を確認するものです。なお、今年度は空間線量の高い地域において、より詳細なモニタリングを実施いたします。

【8月28日】

○「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて（別添2）

帰還に向けた安全・安心対策に関する関係省庁の施策の案も取りまとめつつあることから、関係省庁におけるこれまでの検討内容等についてヒアリングを行い、最終的に、原子力規制委員会としての考え方を提示するための検討チームが設置されました。（9月初旬に第1回目の検討を予定）

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクからの漏えいについて INES 評価（暫定）を見直しました

原子力規制庁は、8月19日に発生した福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクからの漏えいについて、東京電力からの追加報告とIAEAへのINES適用に関する確認結果を踏まえ、INES評価（暫定）を見直しました。

（INES 暫定評価）

基準1	基準2	基準3	評価レベル
—	3	3	3

【IAEA からの回答のポイント】

- ・ 原子力事故の収束に向けて応急措置として作られた施設に対しても、INESは適用され得る。
- ・ 福島第一原子力発電所H4エリアタンクにて発生した汚染水漏えい事象を

福島第一原子力発電所事故とは切り離して検討することも選択可能。

参考：本件に関する INES 評価の考え方

(1) 東京電力株式会社からの報告内容

- ・ 8月19日に発生した福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンク（H4 エリアタンク）からの漏えいについて、H4 タンクエリアの堰内の溜まり水の分析結果は以下のとおり。
 - セシウム 134 4.6×10 の 1 乗ベクレル毎立方センチメートル
 - セシウム 137 1.0×10 の 2 乗ベクレル毎立方センチメートル
 - 全ベータ 8.0×10 の 4 乗ベクレル毎立方センチメートル
- ・ H4 タンクエリア内のタンク No. 5 (H4-I-5) 底部から水が広がっている状況を確認し、タンク No. 5 (H4-I-5) の水位からタンク外に漏えいした汚染水の量は約 300 立方メートルと推定。
- ・ なお、当該タンク付近の海につながる排水溝において高い空間線量が確認されたものの、当該排水溝の海側出口付近を含む港湾の外の海での放射能濃度の有意な上昇は確認されていない。

(2) INES 評価

東京電力株式会社から得られた(1)の追加報告を含めた本件事象に対して INES 評価基準を適用し、以下の評価を行いました。

- ① 本件の特定原子力施設から漏えいした放射能の量は、漏えいした汚染水の放射能濃度と量から数千テラベクレル程度 (Mo-99 換算) であり、これは「施設における放射線バリアと管理」に関する基準でレベル 3 に相当する。
- ② また、当該施設において安全防護層が残されていなかったこと及び当該事象の最大の潜在的影響を考慮すると、「深層防護」に関する基準でレベル 3 に相当する。
- ③ 「①」と「②」を評価した結果、INES レベル 3 に該当する。

【8月30日】

○東京電力株式会社から「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請を受理しました

使用済燃料プールからの燃料取出し設備等に関し、燃料の健全性確認及び取扱いに関する説明書を追加したことに関する変更許可申請がなされました。

○第3回東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を開催しました。

(議題)

- ・ 1号機4階における出水事象について
- ・ 4号機における水素爆発について
- ・ 1号機非常用ディーゼル発電機の機能喪失時間について
- ・ 3号機使用済燃料プール内の臨界の可能性及び白煙の発生について

○特定原子力施設監視・評価検討会

<汚染水対策検討ワーキンググループ>

- 8月12日 第2回WG開催
- 8月21日 第3回WG開催
- 8月23日 現地調査を実施
- 8月27日 第4回WG開催
- 8月30日 第5回WG開催

(以上)

海洋モニタリングに関する検討会の設置について（案）

平成25年8月21日
原子力規制委員会

1. 目的

本年7月31日の原子力規制委員会において、汚染地下水への対応に関する検討体制として「海洋モニタリングに関する検討会」を新設することとされた。

これを受け、有識者からなる検討会を設置し、汚染地下水の港湾外への影響を把握するために必要な海洋及び海生生物に係るモニタリングのあり方等を検討するものとする。

2. 検討課題

- ・ 現在行っている海域モニタリング結果の確認について
- ・ モニタリング手法の評価（地点、項目、検出下限値、回数等）について
- ・ 必要に応じたモニタリング強化について
- ・ 海生生物中の放射性物質の調査手法について 等

3. スケジュール

- ・ 平成25年9月6日 第1回検討会開催
- ・ その後、毎月1回程度検討会を開催する予定。

以上

海洋モニタリングに関する検討会 構成メンバー（案）

担当原子力規制委員

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

外部有識者

青山 道夫 気象庁 気象研究所 海洋・地球化学研究部 第三研究室
主任研究官

乙坂 重嘉 独立行政法人日本原子力研究開発機構 環境・放射線科学ユニット
環境動態研究グループ 研究副主幹

久松 俊一 公益財団法人環境科学技術研究所 環境影響研究部長

堀口 敏宏 独立行政法人国立環境研究所 環境リスク研究センター
生態系影響評価研究室長

森田 貴己 水産庁 増殖推進部 研究指導課 水産研究専門官

原子力規制庁

黒木 慶英 原子力地域安全総括官

室石 泰弘 監視情報課長

上杉 正樹 監視情報課 技術参与

福井 俊英 監視情報課 企画官

金城 慎司 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

オブザーバー

渡辺 俊次 福島県 生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室長

宮崎 正信 環境省 水・大気環境局 水環境課長

菅井 研自 東京電力株式会社 原子力・立地本部 部長

新川 達也 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
原子力政策課 原子力発電所事故収束対応室長

上記メンバー以外にも必要な専門家を参画させることもある。

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームについて（案）

平成 25 年 8 月 28 日

原子力規制委員会

1. 趣旨

本年 3 月 7 日の復興推進会議・原子力災害対策推進本部合同会合において、「避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化等について、原子力災害対策本部で議論を行い、年内を目処に一定の見解を示す」方針が決定した。

これを受け、原子力規制庁を含む関係省庁が検討を続け、モニタリングデータや個人線量に関するデータ等も蓄積されてきた。さらに、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置として、帰還に向けた安全・安心対策に関する関係省庁の施策の案も取りまとまりつつある。

こうした背景の下、帰還に向けた安全・安心対策に関し、原子力規制委員会が科学的・技術的な検討を行うことを要請された。原子力規制委員会は、「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」（以下、「検討チーム」という。）を設置する。本チームの構成は別紙の通り。

2. 検討の進め方

検討チームでは、原子力災害対策本部の関係省庁におけるこれまでの検討内容等についてヒアリングを行い、最終的に、原子力規制委員会としての考え方を提示する。

3. スケジュール

9 月初旬に第 1 回の検討チームを開催。

(別紙)

帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム 名簿

(担当委員)

中村 佳代子 原子力規制委員会委員

(外部専門家)

明石 真言 独立行政法人放射線医学総合研究所理事

春日 文子 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長、日本学術会議副
会長

丹羽 太貴 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター国際連
携部門特命教授、京都大学名誉教授

星 北斗 公益財団法人星総合病院理事長、福島県医師会常任理事

森口 祐一 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

(敬称略 50音順)

(原子力規制庁)

森本 英香 次長

小川 壮 放射線対策・保障措置課長

石川 直子 放射線対策・保障措置課企画官

室石 泰弘 監視情報課長

※関係省庁は、オブザーバーとして適宜出席する。

放射線モニタリング情報

原子力規制委員会から発表された放射線モニタリング情報は、<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html>に掲載されています。大部と
なっておりますので、HPにてご確認いただければと存じます。なお、直近の主
な情報について以下のとおりご紹介します。

- ① 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠のモニタリング結果
[平成 25 年 9 月 2 日（月曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/9000/8058/24/207_0902.pdf
[平成 25 年 8 月 5 日（月曜日）版]（測定箇所追加）
http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/8000/7940/24/207_0805.pdf
- ② 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20Km 以遠の積算線量の測定結果
[平成 25 年 9 月 2 日（月曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/9000/8054/24/216_0902.pdf
- ③ 東京電力（株）福島第一原子力発電所の 20 km圏内の空間線量率の測定結果
（平成 25 年 8 月 27～29 日測定）[平成 25 年 9 月 2 日（月曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/9000/8053/24/206_0902.pdf
- ④ 福島県沿岸・沖合の海水の放射能濃度分布（試料採取日：平成 25 年 7 月 18、
23、26 日）[平成 25 年 8 月 30 日（金曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/9000/8044/24/349_f_0830.pdf
- ⑤ 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1 m高さの空間線量
（9 月 1 日測定）[平成 25 年 9 月 2 日（月曜日）版]
http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/9000/8052/24/192_0901_0902.pdf

※ モニタリング情報については、直近のHP掲載情報を記載